

「相続時精算課税と暦年課税」

「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除」について

両制度ともに以前からある制度ですが、相続時精算課税については R6. 1. 1 から。法人税額の特別控除については R6. 4. 1 以後開始する事業年度から。一部改正されています。その制度及び改正点の解説と、適用する際の注意点。

時間があれば「令和 7 年度税制改正の概要」についても触れたいと思います。

日 時 令和 7 年 6 月 3 日 (火)

時 間 13 : 30 ~ 15 : 30

会 場 八戸商工会館 4 階大会議室 (八戸市堀端町 2-3)

講 師 佐々木達仁税理士事務所 税理士 仲 義 弘 氏

定 員 50 名 (定員になり次第締め切り)

受講料 **法人会会員:無料 非会員:1,000 円**

申込み 下記申込書にご記入の上、5 月 26 日までに FAX でお申込み下さい。

また八戸法人会ホームページからのお申込みも出来ます。

<https://hojinkai.zenokuhojinkai.or.jp/hachinohe/>

主 催 公益社団法人 八戸法人会 八戸市堀端町 2 - 3 TEL:0178-45-0107

八戸法人会ゆき FAX 4 5 - 2 4 1 9

令和 7 年 月 日

『相続時精算課税と暦年課税』『給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除』についての受講申込書(6/3)

事業所名		T E L	
住 所		F A X	
受講者名	1.	受講者名	3.
受講者名	2.	受講者名	4.

本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、本講座に関する連絡のみ使用します。